

直近の税制改正の概要について

～法人事業税・法人住民税(法人府民税・法人市町村民税)の申告をされる方へ～

1. グループ通算税制について

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、連結納税制度がグループ通算制度へ移行されました。以前より連結納税制度の適用を受け、令和4年4月1日以降も引き続きグループ通算制度の適用を受けられる法人は地方税に係る手続きは不要ですが、以下の法人は異動届の提出が必要ですのでご注意ください。

- ①令和4年4月1日以後に、新たにグループ通算制度の適用を受ける場合
- ②連結納税制度からグループ通算制度に移行しない場合

また、②において連結納税適用前に申告期限の延長がなく、新たに延長を希望する場合は、併せて『申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認等の申請書』の提出が必要です。

※異動届の添付書類については、HPより『設立・異動等届出書(記入上の注意)』をご確認ください。

2. 大法人に対する法人事業税所得割の税率の見直しについて

令和4年度税制改正により、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、外形標準課税に係る所得割について、分割県数が3県未満の法人に係る軽減税率が撤廃され、税率が下表のとおりとなりました。なお、軽減税率が適用されない法人の税率につきましては、変更ありません。

区分		令和元年10月1日から令和4年3月31日までの間に開始する事業年度			令和4年4月1日以後に開始する事業年度
課税方式	資本金の額又は出資金の額	年所得 (分割法人にあっては、分割前の総額)	所得年400万円以下の金額	所得年400万円を超え800万円以下の金額	所得年800万円を超える金額
	1億円超	4千万円超	0.495(0.4)	0.835(0.7)	1.18(1.0)
所得割	3億円以下(3県未満)	4千万円以下	0.4(0.4)	0.7(0.7)	1.0(1.0)
	3億円超(3県未満)	—	0.495(0.4)	0.835(0.7)	1.18(1.0)

かつこの税率は特別法人事業税を計算する場合に使用します。単位：%

3. 付加価値割における人材確保等促進税制の見直しについて

令和4年度税制改正により、法人事業税付加価値割における従来の「人材確保等促進税制」が、「賃上げ促進税制」へ見直されることに伴い、適用要件が改正されました。令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、適用要件が以下のとおりとなります。

適用要件 ※ 以下の計算は原則として法人税の例によります。

適用事業年度の継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上であること
(継続雇用者給与等支給額 \geq 継続雇用者比較給与等支給額 \times 103%)

※ 事業年度終了時に資本金の額又は出資金の額が10億円以上かつ常時使用する従業員の数が1,000人以上である法人は、マルチステークホルダー要件を充足する必要があります。(マルチステークホルダー方針の公表、申告書への経済産業大臣からの通知書(写)の添付等)

※ 設立事業年度、解散(合併による解散を除く)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は対象外です。

控除額計算

労働者派遣を行っている場合、非課税・収入金額課税事業を併せて行っている場合等においては、別途、調整措置があります。

$$\text{付加価値額からの控除額} = \text{※控除対象雇用者給与等支給増加額} \times \left(\left(\text{報酬給与額 (別表5の2①)} - \text{雇用安定控除額 (別表5の2⑨)} \right) \div \text{報酬給与額 (別表5の2①)} \right)$$

※控除対象雇用者給与等支給増加額 = 雇用者給与等支給額 - 比較雇用者給与等支給額
ただし、調整雇用者給与等支給増加額が上限となります。

4. ガス供給業に係る収入金額課税方式の見直しについて

令和4年度税制改正により、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、ガス供給業のうち、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外の事業であってガス事業法に規定するガス製造事業者(20万キロリットル以上のLNG基地を保有している事業者)である法人が行うもの(特定ガス供給業)に係る法人事業税について、従来の収入金額課税から収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額により課税されることになりました。

また、ガス供給業のうち、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業並びに特定ガス供給業以外の事業(一般ガス供給業)に係る法人事業税については、資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人にあっては付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって、資本金1億円以下の法人等にあっては所得割額によって、それぞれ課税されることになりました。税率については、税率表をご覧ください。

5. 法人事業税等の申告における押印制度の廃止について

令和3年度税制改正により、令和3年4月1日以後に提出する地方税関係書類(申告書、更正請求書等)における押印制度が廃止されました。法人税においても同様の改正が行われています。

また、京都地方税機構様式の法人設立・異動等届出書や休業届出書においても同様に押印が不要となりました。

6. 電気供給業を行う法人の課税方式の変更について

令和2年度税制改正により、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、電気供給業のうち小売電気事業等又は発電事業等に係る課税方式及び税率が改正されました。資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人(特定目的会社、投資法人、一般社団法人及び一般財団法人を除く)にあつては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、それ以外の法人にあつては収入割額及び所得割額の合算額によって税額を計算します。税率については、税率表をご覧ください。この場合の特別法人事業税の税額は、基準法人収入割額に40%を乗じて得た金額となります。

また、電気事業法改正により、新たな事業類型として「配電事業」及び「特定卸供給事業」が創設されました。これに伴い、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から下表の課税方式により税額を計算することとなります。

【課税方式】	資本金の額又は出資金の額	令和2年3月31日までの間に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度
小売電気事業等 発電事業等 特定卸供給事業 (※1)	下記以外の法人	収入割	収入割+所得割
	1億円超の普通法人 (※2)		収入割+付加価値割+資本割
上記以外の電気供給業(※1)			収入割

※1 配電事業及び特定卸供給事業は令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用

※2 特定目的会社、投資法人、一般社団法人、一般財団法人を除く

7. 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の控除額等の変更について

令和2年度税制改正により、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の適用期限や税額控除率等が変更されました。改正内容については下記のとおりです。

改正内容

- 適用期限が5年間延長(令和7年3月31日まで)されました。
- 税額控除の割合が引き上げられました。詳細は下記「控除額計算」を参照。
- 上記の他、認定手続きの簡素化や寄附時期の制限の緩和等の措置も行われております。詳細は企業版ふるさと納税ポータルサイトをご覧ください。

企業版ふるさと納税ポータルサイト http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html

控除額計算

【控除上限額】

- 法人事業税…法人事業税額の20%
- 法人住民税…法人住民税法人税割額の20%
- 法人税…法人税額の5%

【控除額】	令和元年9月30日までの間に開始する事業年度	令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間に開始する事業年度	令和2年4月1日から開始する事業年度
法人事業税	寄附金額の10%	寄附金額の10%	寄附金額の20%
法人住民税 (法人税割)	寄附金額の20% 〔道府県分:5% 市町村分:15%〕	寄附金額の20% 〔道府県分:2.9% 市町村分:17.1%〕	寄附金額の40% 〔道府県分:5.7% 市町村分:34.3%〕
法人税	寄附金額の20%のうち法人住民税で控除しきれなかった分を控除 (寄附金額の10%が限度)	寄附金額の20%のうち法人住民税で控除しきれなかった分を控除 (寄附金額の10%が限度)	寄附金額の40%のうち法人住民税で控除しきれなかった分を控除 (寄附金額の10%が限度)

注意事項

- 寄附金額が10万円未満の場合は控除対象外となります。
- 主たる事務所が立地する地方公共団体に対する寄附は控除対象外となります。
- 東京都、23特別区、一部の市町村に対する寄附は控除対象外となります。
- 2以上の都道府県又は2以上の市町村に事務所を有する法人は、以下のとおり各都道府県又は各市町村ごとの控除額を按分して算出します。
 - ◆ 法人事業税…課税標準の分割基準をもとに按分(按分後の控除額は1円単位で算出)
 - ◆ 法人住民税…課税標準の分割基準(従業者数)をもとに按分(按分後の控除額は1円単位で算出)

8. 大法人等の法人住民税・法人事業税に係る電子申告の義務化について

平成30年度税制改正により、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、大法人等に対して、電子申告による法人府民税・法人市町村民税・法人事業税の申告書及び添付書類等の提出が義務づけられました。法人税においても同様の改正が行われています。



電子申告がなされない場合には、不申告として取り扱われますので、ご注意ください。
現在、電子申告(eLTAX)をまだご利用でない法人様は、ご注意ください。



提出義務のある添付書類(外形標準課税適用法人及び収入金額課税法人における貸借対照表及び損益計算書等)も電子申告する必要があります。

対象法人

次の内国法人が対象となります

- ① 事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- ② 保険業法に規定する相互会社
- ③ 投資法人
- ④ 特定目的会社

宥恕措置等

- 申告書添付書類は光ディスク等により提出することが可能。
- 電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子申告が困難と認められるときは、地方団体の承認を受けて(税務署の承認を受けたときは、法人税の申告書を書面により提出することについての申請書を所轄税務署長に提出したことを明らかにする書類を提出して)申告書を書面で提出が可能。
- eLTAXに障害が発生したことに伴い、多くの納税者が期限までに申告をすることが困難と認めるときは、総務大臣が告示した期間において書面で提出が可能。

eLTAXについて

電子申告(eLTAX)の利用開始や具体的な利用方法等については、eLTAXホームページをご覧ください。

⇒ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAXご利用に際して、ご不明な点がございましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

⇒ <https://eltax.custhelp.com/>

9. 国・地方を通じた財務諸表の提出のワンスオンリー化について

令和2年4月1日以後に終了する事業年度から、外形標準課税対象法人(期末における資本金又は出資金の額が1億円を超える法人)又は収入金額課税法人が、法人税の電子申告の際に貸借対照表及び損益計算書を電子申告により添付した場合には、法人事業税の申告において当該資料の添付があったものとみなされることになりました。

10. 外国子会社合算税制等の見直しに伴う税額控除の創設について

平成30年度税制改正により、外国子会社合算税制により親会社への所得の合算をされた外国子会社が支払った所得税、法人税、法人住民税等の額のうち、合算された所得に対応する金額について、法人税及び地方法人税から控除しきれなかった金額を法人住民税法人税割から控除する制度が創設されました。

具体的には、外国関係会社の平成30年4月1日以後に終了する事業年度に係る控除対象所得税額等相当額につき、法人税及び地方法人税から控除しきれない金額がある場合に、順次、法人都道府県民税法人税割、法人市町村民税法人税割から控除することとなりました。

なお、既存の外国税額控除と異なり、新たな税額控除制度には控除限度超過額や控除余裕額の繰り越しといった仕組みはありませんので、ご注意ください。

11. 法人設立異動等届出書への登記事項証明書の添付について

平成29年度税制改正により、税務署あてに提出する法人税の法人設立届出書等へは登記事項証明書の添付が不要となりましたが、京都地方税機構あてに提出する法人設立異動等届出書には、引き続き添付が必要となりますので、ご注意ください。

12. 欠損金の繰越控除制度の改正について

令和3年度税制改正により、産業競争力強化法上の事業適応計画の認定を受けた企業に対して、コロナ禍の影響を受けた2年間に生じた欠損金額について、その計画に従って行った投資額の範囲内で、最大5年間、繰越欠損金の控除限度額を最大100%とする特例が創設されました。(大法人向けの制度となります。)

◆制度に関する詳細なお問い合わせは、下記までご連絡ください◆

(連絡先) 京都地方税機構 法人税務課 TEL:075-417-1160

◆規則様式のダウンロードは京都府HPの「府税ダウンロードサービス」をご活用ください◆

(リンク先) <http://www.pref.kyoto.jp/zeimu/11600008.html>